

第4号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 白山 尚
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

コロナ禍の中の子どもと学校

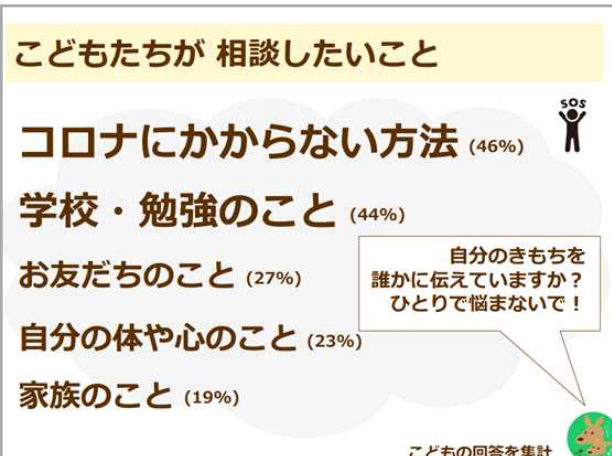
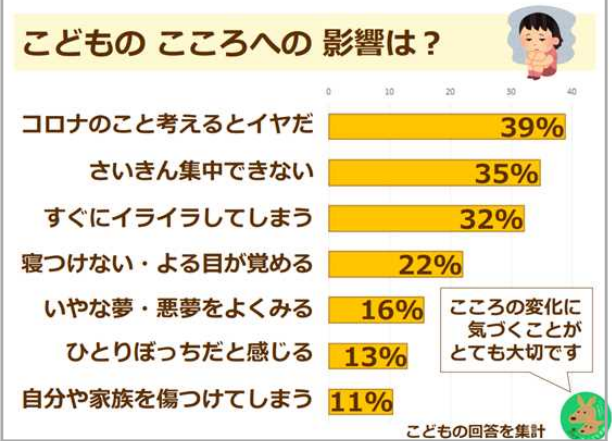


胆振東部地震で臨時休校となっていた小学校が再開し、笑顔で登校する子どもたち=2018年9月18日(毎日新聞)

心の声に耳を澄ませば

学校が再開されてひと月を迎えようとしています。子どもたちは、様々な期待や不安を抱えながらの生活を送っていることでしょうか。また、現場教職員の皆様も、「新生活」への対応を含めた複雑で多様な仕事で、いつも多忙な日々を過ごされていることでしょうか。

コロナ禍という非常事態のなかで、我慢の生活を強いられ、子どもたちも、いろいろな思いや願いを抱えているのでしょうか。国立成育医療研究センターは5月に「コロナ×子どもアンケート」を実施し、5月12日に中間報告を発表しました。6割以上が「友達に会えない」「学校に行けない」「外や体を動かして遊べない」などが困りごとと回答。そして、心への影響として「コロナのことを考えるとイヤだ」「集中できない」「イライラする」「寝つけない・よく目が覚める」「いやな夢をみる」「ひとりぼっちだと感じる」の順に並び、10人に1人が「自分や家族を傷つけてしまう」と答えています。こうした回答傾向に呼応するように、「コロナにかからない方法」「学校や勉強のこと」「体や心のこと」「家族のこと」が挙がります。長い「非日常」を過ごした子どもたちの心には、深く複雑な陰影がたたみ込まれていることを窺い知ることができます。(図表)



国立成育医療研究センター「コロナ×子どもアンケート」中間報告より

「コロナ×子どもアンケート」を実施し、5月12日に中間報告を発表しました。6割以上が「友達に会えない」「学校に行けない」「外や体を動かして遊べない」などが困りごとと回答。そして、心への影響として「コロナのことを考えるとイヤだ」「集中できない」「イライラする」「寝つけない・よく目が覚める」「いやな夢をみる」「ひとりぼっちだと感じる」の順に並び、10人に1人が「自分や家族を傷つけてしまう」と答えています。こうした回答傾向に呼応するように、「コロナにかからない方法」「学校や勉強のこと」「体や心のこと」「家族のこと」が挙がります。長い「非日常」を過ごした子どもたちの心には、深く複雑な陰影がたたみ込まれていることを窺い知ることができます。(図表)

庭学習も、課題への取り組みは深まっています。交流をとおして、子どもの実態に応じた柔軟な指導と、いねいな支援の必要が強調され、そのためには、子どもの困り感や心の声に向き合う営みが大切になるとの理解が共有されてきました。(檜山教組町代表者会議。前号で紹介)

子どもたちの「分かりたい」「できる」(発達要求)の実現をめざし、願いを紡ぎながら日々奮闘しているのが、多くの現場の姿です。「通知」でも、教師と子どもの対面、子ども同士の関わり合いを通じて成長していけるよう、協働的な学びの実現が重要と記述されています(文科省通知「学びの

保障」の方向性等)。しかし、教育条件が整えられない中での「新たな」対応は、学校現場をさらなる負担増に追い込み、子どもたちの困難に波及しかねません。日本教育学会は5月22日に「提言」を発表、危機に対応しつつ持続的な学力保障をするため、「学びの遅れ」「学力の格差拡大」の心配に配慮することと、子どもたちへのケアの必要に応えることを不可欠の課題として取り上げ、東日本震災での教訓を示しながら、子ども視点の教育的営みの重要性と有効性を説きます。(右別項)

「提言」は、いま必要な取り組みのための人員と予算を試算、10万人の教職員、13万人の支援員・学習指導員の増員を示します。希望ある「新しい学校」の姿とも言えます。

子どもの心の声に耳を澄ませ、そこにある願いをすくい上げ、その成長を支え励ましていきたい——そんな教育の実現に必要な条件整備を共に求めていきたいと思います。(裏面に関連)

東日本大震災で大きな被害を受けた地域の学校では、学校再開直後は、子どもたちが休校期間中、家庭で、地域で、どのような経験をして、どのように感じてきたのかを、共有することから始まるとされます。教師たちによれば、そのような経験の共有なくして、教科書に沿った学習を始める、遅れた部分を取り戻すという雰囲気にはならなかったし、そのように始めることは、震災を経験した子どもたちに対して横暴な態度であるように思えたと言います。コロナ禍における休校についても、この期間の子どもたちの経験、考えたこと、感じたことを共有しつつ、感染の拡大が心配される感染症に対して、子どもという立場で考え取り組めることへと思考の歩みを進めていくことが重要であり、子どもの社会性を育てる教材としても有効であると思われます。

(中略)

大きな打撃を受けた経済の変化による保護者の貧困化や失業などは、子どもに深刻な影響を長期的に与えていくことになるかもしれません。再度の感染拡大による混乱は、日常の社会関係のあり方を大きく変える可能性もあります。また、今回の出来事を契機としたICT社会への急速な転換は産業構造や仕事のあり方を変え、子どもたちにとっては、進路の不透明感を増大することになるでしょう。子どもたちはさまざまな不安や悩みを抱えて学校生活を送っていくことになります。

日本教育学会「9月入学・始業制」問題検討特別委員会提言「9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—」第II部5「子どもたちへのケアの必要に応える」p29~30



少人数学級

感染拡大防止策としての「密集」の回避（身体的距離の確保）。「新しい生活様式」では、人との間隔は空けることが推奨される。学校では20人以下学級での授業が進められました。文科省の「衛生管理マニュアル」でも、地域の感染状況が「レベル1」以外については、1クラス20人の教室配置図を示します。

小規模校が多い檜山においては、少人数学級の効果について疑問視される向きもありますが、実際に試算してみると、その有効性が大きいことが分かります。前年度における21人以上の学級数データをもとに試算した結果が下の表です。学級編制と教職員定数を定めた「標準法」で示す「乗ずる数」は学校規模により変わりますが、およその教員数を推定できます。

檜山管内で少人数学級を実施した際の必要教員数 檜山教組試算

		21~25人	26~30人	31~35人	36~40人
小学校	学級数	9	3	5	2
	学級の種類	20人学級	25人学級	30人学級	35人学級
	必要な担任数	19	10	7	2
	×乗ずる数1.2	23	12	9	3
中学校	学級数	3	7	3	5
	学級の種類	20人学級	25人学級	30人学級	35人学級
	必要な担任数	18	15	8	5
	×乗ずる数1.7	31	26	14	9
合計	必要担任数	37	25	15	7
	必要教員数	54	38	23	12

*2019年度在籍数で試算しました。
*標準法第7条に基づく「乗ずる数」は、便宜上、小学校1.2、中学校1.7で試算。実際は、各学校により変動が生じます。

檜山でも有効性が天

文科省は教員免許更新について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が法令上の「やむを得ない事由」に当たるとし、更新講習修了確認期限の延期または免許状有効期間の延長を行うことと差し支えないとの通知を出しました(6月5日)。

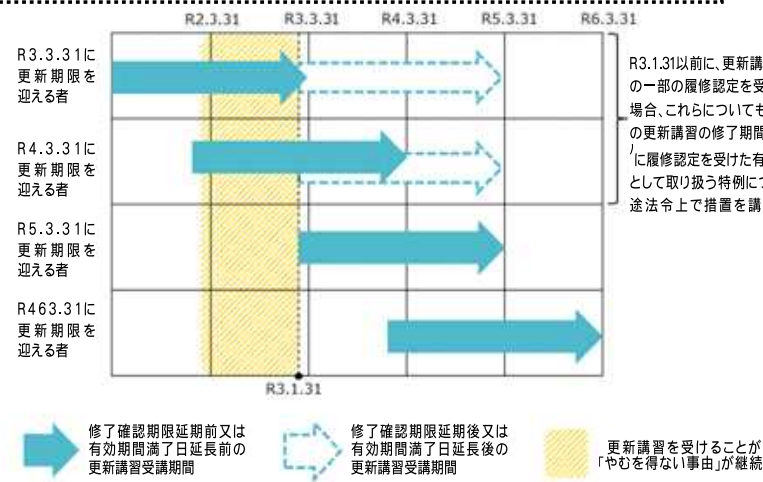
免許更新延長「やむなし」

文科省

望を踏まえることとしています。また、当該事由が無くなった日(延期・延長の起算日)について、各都道府県の状況で判断されることと、当面、令和3年1月31日を想定するとしています。(下図参照)

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図 別添

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



20人以下学級北海道アクション 緊急ネット署名 1236

ゆきどいた教育をすすめる北海道連絡会などが立ち上げた「20人以下学級北海道アクション」の呼びかけによる緊急ネット署名は、取り組み期間(6/1~22)の3週間で、1236人から賛同が寄せられました。23日、北海道知事と道教委教育長に提出されました。ご協力、ありがとうございました。

母性健康管理措置

職専免の取扱が可に



妊娠中職員

妊娠中の職員について、保健指導又は健康診査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母性又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師により指導を受けた旨の申出があった場合は、「作業の制限、出勤の制限等の措置を講じなければならない」とされています。道教委は5月26日、これに加え、「時差出勤や作業の制限によって医師等による指導事項を守ることが困難であるとともに、在宅勤務になじまない職にある職員に対しは、必要最小限の範囲で職務専念義務の免除を承認して差し支えない」とする通知を発しました。母性健康管理を適切に図ることができるよう、新型コロナウイルス感染症に対応する措置の一環です。

当該者の申出があれば措置されることになっていますが、医師等による指導の状況について母子連絡カードなどでの確認が求められることもあります。「取扱Q&A」では、「母子連絡カードの提示がなくても措置をとることが必要ですが、医師等の確認をとり、判断を求める適切な対応が必要」としています。

通知は、道立学校長に出されましたが、同日に各市町村教育委員会教育長に宛てても発出されています。妊娠されている方がいる職場や町にあっては、必要に応じて積極的に制度が運用されることが大事になります。もし、ご不明なことがありましたら、組合にご相談ください。